

緑のカーテン 大作戦

～地球を冷そう～



緑のカーテンで夏の強い日差しをさえぎって、部屋の中を涼しくしよう。
電気を使わないし、光合成で二酸化炭素を吸収するので地球温暖化の防止に！
エコライフ岡谷では「緑のカーテン大作戦」に参加する市民・団体・事業所を募集します。

緑のカーテンってどんなの？

アサガオなど、つる性の植物で建物の周りを覆って夏の日差しをさえぎれば、自然をいかした緑のカーテンになるよ。植物を育てる楽しさ、収穫の楽しさを感じながら、体にも地球にも優しい暮らしを送ろう。



- ・冷気ではなく、自然の力で気温の上昇を防ぐので体に優しいよ。
- ・葉の気孔から水分を蒸発させ気温の上昇を防ぐよ。
- ・電気を使わず緑の光合成の作用によって、地球温暖化の防止になるよ。
- ・花を楽しんだり、ゴーヤやヘチマなど実のなる植物は収穫できるよ。
- ・観察日記をつければ夏休みの自由研究にもなるよ。

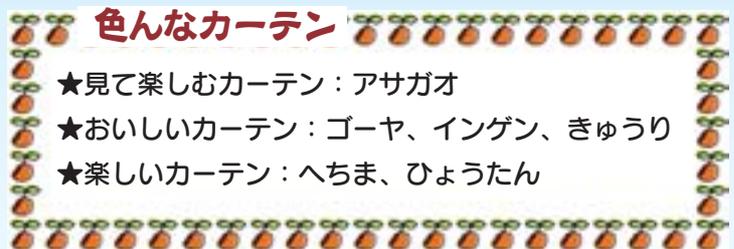
緑のカーテンの作り方

[用意するもの]

- ①つる性植物の種または苗
- ②つるを巻きつけるシュロ縄、ネットなど
- ③土、プランター

[育て方]

- ①窓際に種をまいて、芽が出てつるが伸びてきたら、シュロ縄やネットに巻きつけよう。水やりは朝夕たっぷり。時々肥料をあげればグングン育つよ。
- ②実のなるものは収穫しよう。キュウリやゴーヤは料理に、ヘチマはタワシがつくれるよ。
- ③秋になったらカーテンを下ろして種を採取。種は友達に配って、みどりの輪を広げよう。



緑のカーテン大作戦へ
登録しよう



- 登録されたカーテンは成長の様子などを市のホームページで紹介します。
- 登録者で希望する人には緑のカーテンの種を配布します（個人のみ）。希望者は事務局まで。
- 秋になって緑のカーテンが終わったら「緑のカーテンコンテスト」を開催。優秀カーテンを表彰します。
登録用紙は事務局（環境安全課）にあります。みんなで緑の輪をひろげよう！
◇詳しくは、エコライフ岡谷事務局 環境安全課（内線1166）

ご自宅にアサガオなど、つる性植物の種が余っていませんか？
提供いただける方は事務局（環境安全課）までお持ちください。

児童手当改正のお知らせ

4月分から3歳未満のお子さん(第1子・第2子)の児童手当が、増額になりました。

改正後の支給月額

児童の年齢等		支給月額	
3歳の誕生日まで	第1子	10,000円	5,000円増額
	第2子	10,000円	5,000円増額
	第3子以降	10,000円	今までどおり
3歳の誕生日の翌月から	第1子	5,000円	今までどおり
	第2子	5,000円	今までどおり
	第3子以降	10,000円	今までどおり



☆この改正に伴う手続きは不要です。

☆支給月 (今までどおり)

6月(2月分~5月分) 10月(6月分~9月分) 2月(10月分~1月分)

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

問合せ 市民課 (内線1157)

○シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



シートベルトは命綱! 後部座席を含め、全席必ず着用しましょう

○飲酒運転の根絶



飲酒運転は悪質な犯罪です

運動の重点

「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、次の重点を推進します。

5月11日(金)~20日(日)

信濃路はルールとマナーの走るまち

春の全国交通安全運動

○自転車の安全利用の推進



自転車事故のうち約7割が誤った走行によるものです

○生活道路における交通事故の防止



歩行中に被害に遭う事故は、身近な生活道路で多く発生しています

軽自動車税

軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）の所有者に対して課税される税金です。

納める人

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人です。

納める額

車 種		税率(年額)円		
原 付	50cc以下	1,000		
	90cc以下	1,200		
	125cc以下	1,600		
	ミニカー	2,500		
小 特	小型特殊自動車(フォークリフトなど)	4,700		
	農耕作業用自動車(トラクターなど)	1,600		
軽自動車	二輪 125ccを超え250cc以下	2,400		
	三 輪	3,100		
	四 輪	乗 用	営業用	5,500
			自家用	7,200
	貨 物	営業用	3,000	
		自家用	4,000	
	雪 上 車	2,400		
	二輪の小型自動車 250ccを超える	4,000		

軽自動車税の

納期限は

5月31日(木)

です

納期限前10日までに軽自動車
税納税通知書をお届けしますの
で、お近くの金融機関、郵便局、
市役所税務課、湊、川岸、長地
支所、岡谷駅前出張所にてお納
めください。

手続き場所

軽自動車等を買ったり、売った
とき、住所が変わったときなどは、
各種手続きをお願いします。

車 種	手続きの場所	手続きに必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車 (農耕作業用車も含む)	市役所税務課 ☎23-4811 (内線1121~1123)	登録申告 ・印鑑 ・販売または譲渡証明書、 廃車証明書のいずれか 廃車申告 ・標識(ナンバープレート) ・印鑑 ・標識交付証明書
軽四輪・軽三輪 軽二輪 (250cc以下のバイク)	軽自動車検査協会 ☎0263-58-4055 テレホンサービス ☎026-258-6061	左記にお問い合わせください
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	長野陸運支局 ☎050-5540-2043	

※手続きは市役所税務課以外に、下取り等をした自動
車販売店等、または自家用自動車協会岡谷支部(☎
22-4071)でも手続きの代行(手数料がかかります
ことがあります)をしていますので、早めにお願
いします。なお、廃車の手続きをしないと、「軽自動
車税」がかかり続けますのでご注意ください。

減 免

条件が満たされている方には、軽
自動車税を減免する制度があります。

手続きに必要なもの	手続き期間	減免条件
・減免申請書 ・障害者手帳等 ・運転者の運転免許証 ・納税通知書 ・印鑑	5月中旬に発送さ れる納税通知書の 到着後、納期限前 7日まで	・身体障害者が取得または所有し、 もっぱら当該者が運転する軽自 動車等 ・もっぱら身体障害者の通院、通 学のために生計を一にする人が 運転する軽自動車等 ・身体障害者で年齢18歳未満の 人か精神障害者にあつてはその 人と生計を一にする人が所有す る軽自動車等

※この減免は普通自動車および軽自
動車等いずれか1人1台に限られ
ます。
詳しくは、市役所税務課諸税まで
お問い合わせください。